

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会給付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月19日

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会  
理事長 岩 永 裕 貴

## 令和3年規則第2号

### 一般財団法人滋賀県市町村職員互助会給付規則の一部を改正する規則

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会給付規則(昭和57年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「毎月末日」を「毎月15日及び末日」に、「その日」を「これらの日」に改め、同条第4項中「10日前」を「6営業日(この項において「営業日」とは、金融機関の休日でない日をいう。)前」に改める。

#### 付 則

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会給付規則 新旧対照表

(下線は改正部分を示す。)

改 正 前 (旧)	改 正 後 (新)
<p>第1条から第16条まで &lt;略&gt;            第3章 給付金の支給            (給付金の支給)            第17条 &lt;略&gt;            2 給付金は、毎月末日(その日が金融機関の休日<del>に当たるときは、その日</del>前に<del>ついて</del>最も近い金融機関の休日でない日)に支給する。            3 &lt;略&gt;            4 第2項に規定する日に支給する給付金は、その支給日の10日前までに互助会が受理した請求分とする。            以下 &lt;省略&gt;</p>	<p>第1条から第16条まで &lt;略&gt;            第3章 給付金の支給            (給付金の支給)            第17条 &lt;略&gt;            2 給付金は、毎月15日及び末日(これらの日が金融機関の休日<del>に当たるときは、その日</del>前に<del>ついて</del>最も近い金融機関の休日でない日)に支給する。            3 &lt;略&gt;            4 第2項に規定する日に支給する給付金は、その支給日の6営業日(この項において「営業日」とは、金融機関の休日でない日をいう。)日前までに互助会が受理した請求分とする。            以下 &lt;省略&gt;</p>